

## 第8節 新興感染症発生・まん延時における医療

### 1 現状と課題

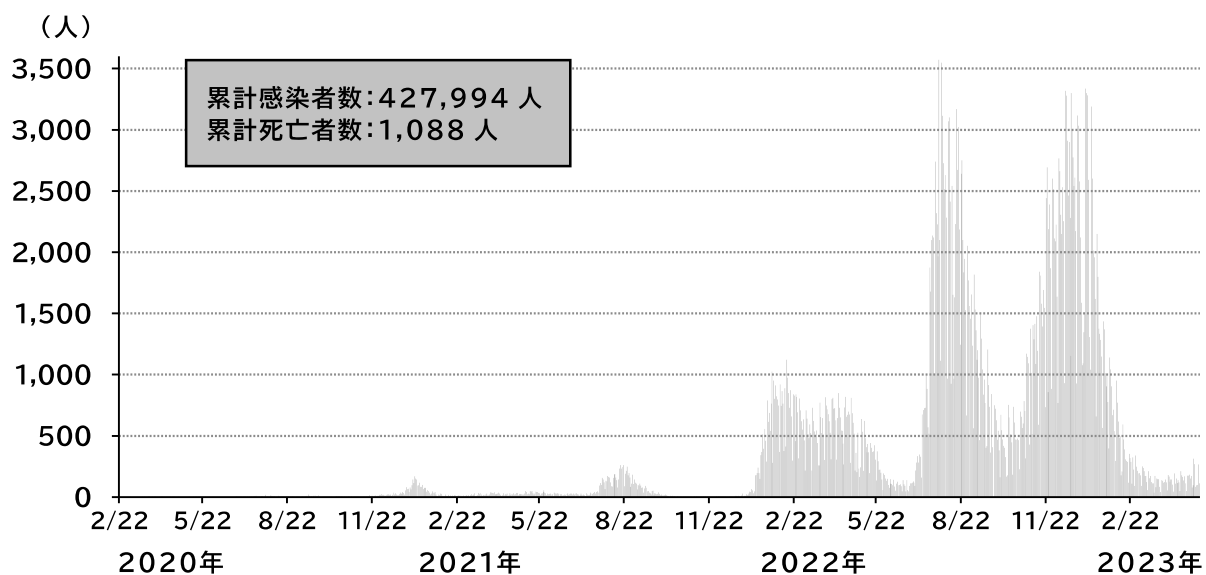
#### (1) 新型コロナウイルス感染症の感染者数等

令和2(2020)年2月22日から令和5(2023)年5月7日までの感染者数の累計は427,994人でした。

1日当たりの新規感染者数が最も多かったのは令和4(2022)年7月29日の3,572人、第8波において最も新規感染者が多かったのは、令和5(2023)年1月5日の3,335人でした。

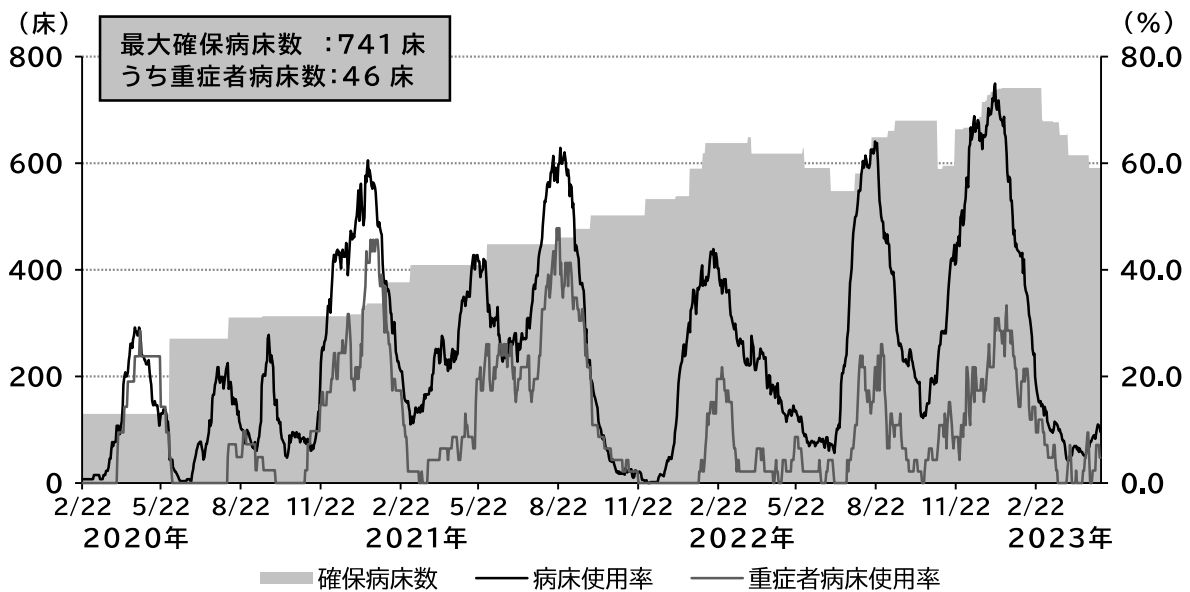
令和2(2020)年2月から令和5(2023)年5月7日までの県内における死亡者数の累計は1,088人でした。

図表 5-8-1: 新型コロナウイルス感染症新規感染者数の推移



【出典: 栃木県感染症対策課調べ】

図表 5-8-2:確保病床数及び病床使用率、重症者病床使用率の推移



【出典：栃木県感染症対策課調べ】

(2) 新型コロナウイルス感染症対応の医療提供体制

確保病床数は令和5(2023)年1月14日時点で741床(臨時医療施設102床を含む)でした。

重症者病床数は令和2(2020)年12月26日から令和5(2023)年1月4日までの間において、46床でした。

病床使用率の最高値は第8波において、74.9%(令和5(2023)年1月6日時点・550床)、重症者病床使用率は33.3%(令和5(2023)年1月19日時点・14床)でした。

診療・検査医療機関数は739機関(令和5(2023)年5月7日時点)でした。

陽性判明後の自宅療養者等に対応する医療機関数は47機関(令和5(2023)年5月7日時点)でした。

陽性判明後の自宅療養者等に対応する訪問看護事業所数は45機関(令和5(2023)年5月7日時点)でした。

陽性判明後の自宅療養者等の治療薬投与等を行う薬局数は215機関(令和5(2023)年5月7日時点)でした。

後方支援医療機関(新型コロナウイルス感染症から回復した患者であって、引き続き入院管理が必要とされる者を受け入れる医療機関)は54機関(令和5(2023)年3月6日時点)でした。

### (3) 新型コロナウイルス感染症対応における医療提供体制の課題

入院医療では、通常医療と両立した受入病床等の確保や病床ひっ迫時の入院調整、特別な配慮を要する患者への対応、臨時医療施設における高齢者・認知症患者への対応が課題でした。

救急医療では、一般救急への負荷増大に伴う一般救急との両立や、高齢者施設等からの救急要請対応が課題でした。

その他、高齢者施設等に対する医療支援やオンライン診療も含めた外来受診の体制の確保、個人防護具等の備蓄が課題でした。

これらのことから、新興感染症の発生・まん延時においても、必要な医療が提供されるよう、新興感染症の患者の入院体制及び外来体制はもとより、感染症患者以外の患者の受入等を行う後方支援体制の確保や、重症患者への対応を含めた救急医療提供体制の構築が必要です。

## 2 医療提供体制に係る圏域

県単位で必要な医療提供体制を確保することを基本とします。

## 3 分野アウトカム(目指す姿)-(A)

- (1) 新興感染症発生・まん延時において、全ての県民が新興感染症に対応する医療を受けることができる。

#### 4 中間アウトカム(分野アウトカム達成に必要な状態)-(B)

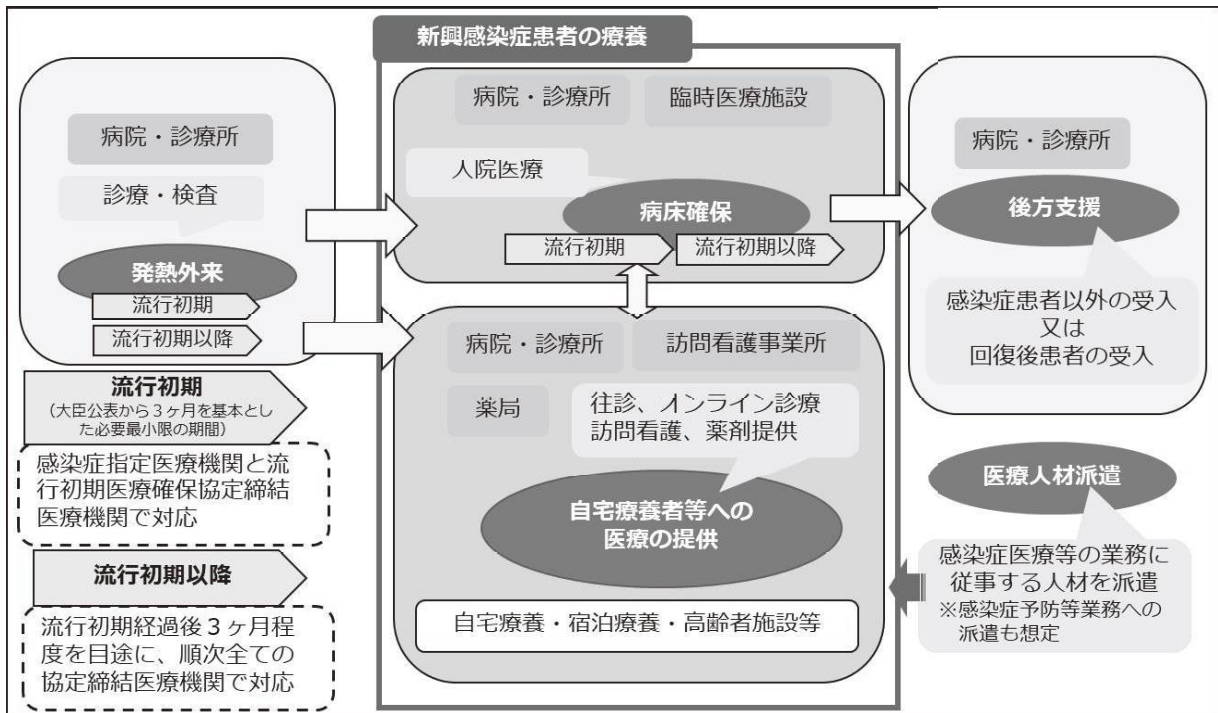
##### (1) 平時から新興感染症の発生時における医療提供体制の確保

施策-(C)	
①	流行初期における入院体制(確保病床)の確保
②	流行初期における入院体制(重症者病床)の確保
③	流行初期以降における入院体制(確保病床)の確保
④	流行初期以降における入院体制(重症者病床)の確保
⑤	流行初期における発熱外来医療機関の確保
⑥	流行初期以降における発熱外来医療機関の確保
⑦	自宅療養者等への医療(往診・オンライン診療)の提供の確保
⑧	自宅療養者等への医療(医薬品対応)の提供の確保
⑨	自宅療養者等への医療(訪問看護)の提供の確保
⑩	後方支援を行う医療機関の確保
⑪	派遣可能な医療人材(医師)の確保
⑫	派遣可能な医療人材(看護師)の確保
⑬	個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の確保

## 5 医療連携体制図

「3. 分野アウトカム(目指す姿)」を踏まえ、以下のとおり連携体制の構築を図ります。(各医療機能の詳細については、資料編「5疾病・6事業及び在宅医療等における医療機能別の各医療機関等に求められる事項」を参照ください。)

図表 5-8-1:新興感染症発生・まん延時における医療における医療連携体制図



## 6 指標と数値目標

### 分野アウトカム(目指す姿)-(A)

No.	項目	現状値	目標値
(1)	新興感染症発生・まん延時において、全ての県民が新興感染症に対応する医療を受けることができる。	-	-

### 中間アウトカム(分野アウトカム達成に必要な状態)-(B)

No.	項目	指標	現状値	目標値 (2029年)
(1)	平時から新興感染症の発生時における医療提供体制の確保	年1回以上、新興感染症患者の受入研修・訓練を実施又は外部の研修・訓練に医療従事者を参加させている割合	-	医療人材派遣協定締結医療機関の10割

### 施策-(C)

No.	項目	指標	現状値	目標値 (2029年)	参考値 (コロナ対応実績)
①	流行初期における入院体制(確保病床)の確保	協定締結確保病床数(流行初期)	-	270床 ※1	約330床 ※2
②	流行初期における入院体制(重症者病床)の確保	協定締結確保病床数のうち重症者病床数(流行初期)	-	21床	46床
③	流行初期以降における入院体制(確保病床)の確保	協定締結確保病床数(流行初期以降)	-	600床 ※1	639床 ※2
④	流行初期以降における入院体制(重症者病床)の確保	協定締結確保病床数のうち重症者病床数(流行初期以降)	-	27床	46床
⑤	流行初期における発熱外来医療機関の確保	発熱外来の医療機関数(流行初期)	-	27機関	約30機関
⑥	流行初期以降における発熱外来医療機関の確保	発熱外来の医療機関数(流行初期以降)	-	730機関	739機関
⑦	自宅療養者等への医療(往診・オンライン診療)の提供の確保	自宅療養者等へ医療を提供する病院・診療所数	-	400機関	47機関
⑧	自宅療養者等への医療(医薬品対応)の提供の確保	自宅療養者等へ医療を提供する薬局数	-	300機関	215機関
⑨	自宅療養者等への医療(訪問看護)の提供の確保	自宅療養者等へ医療を提供する訪問看護事業所数	-	50機関	45機関
⑩	後方支援を行う医療機関の確保	後方支援を行う医療機関数	-	200機関	54機関

No.	項目	指標	現状値	目標値 (2029年)	参考値 (コロナ対応実績)
①	派遣可能な医療人材 (医師)の確保	派遣可能医師数	-	40人	-
②	派遣可能な医療人材 (看護師)の確保	派遣可能看護師数	-	70人	-
③	個人防護具の備蓄を 十分に行う医療機関 の確保	個人防護具を2ヶ 月分以上確保して いる医療機関数	-	協定締結 医療機関 の8割	-

※1…感染症病床(31床)を含まない。

※2…感染症病床を含む。

7 施策・指標体系図(ロジックモデル)

番号	施策-(C)
----	--------

番号	中間アウトカム-(B) (分野アウトカムを達成するために必要な状態)
----	---------------------------------------

番号	分野アウトカム-(A) (目指す姿)
----	-----------------------

	個別施策	指標
①	流行初期における入院体制(確保病床)の確保	協定締結確保病床数(流行初期)
②	流行初期における入院体制(重症病床)の確保	協定締結確保病床数のうち重症病床数(流行初期)
③	流行初期以降における入院体制(確保病床)の確保	協定締結確保病床数(流行初期以降)
④	流行初期以降における入院体制(重症病床)の確保	協定締結確保病床数のうち重症病床数(流行初期以降)
⑤	流行初期における発熱外来医療機関の確保	発熱外来の医療機関数(流行初期)
⑥	流行初期以降における発熱外来医療機関の確保	発熱外来の医療機関数(流行初期以降)
⑦	自宅療養者等への医療(往診・オンライン診療)の提供の確保	自宅療養者等へ医療を提供する医療機関数
⑧	自宅療養者等への医療(医薬品対応)の提供の確保	自宅療養者等へ医療を提供する薬局数
⑨	自宅療養者等への医療(訪問看護)の提供の確保	自宅療養者等へ医療を提供する訪問看護事業所数
⑩	後方支援を行う医療機関の確保	後方支援を行う医療機関数
⑪	派遣可能な医療人材(医師)の確保	派遣可能医師数
⑫	派遣可能な医療人材(看護師)の確保	派遣可能看護師数
⑬	個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の確保	個人防護具を2ヶ月分以上確保している医療機関数

(1)	平時から新興感染症の発生時における医療提供体制を確保する	
	指標	年1回以上、新興感染症患者の受入研修・訓練を実施又は外部の研修・訓練に医療従事者を参加させている割合

(1)	新興感染症発生・まん延時において、全ての県民が新興感染症に対応する医療を受けることができる。	
	指標	なし